

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人健康科学大学
②設置大学名称	健康科学大学
③担当部署	総務部 総務課
④問合せ先	soumu@kenkoudai.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 19 日
⑥点検結果の公表日	2025 年 9 月 24 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kenkoudai.ac.jp/about/11856/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念、教育目的について、大学ウェブサイト等を通じ、学生をはじめ様々なステークホルダーに対して公表しています。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	（１）学長の責務（役割・職務範囲） ① 学長は、学則第1条に掲げる「健康科学大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学創立の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と実務的な専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、文化の向上と医療及び福祉の進歩に寄与し得る有為な人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。 ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。 ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、本学経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。 （２）学長補佐体制（副学長・学部長の役割） ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学則において「副学長は、学長を補佐し、学長

	から命ぜられた校務について決定する権限を有し、責任を負う。」としています。 ② 学部長は、学長を補佐し、その命を受けて学部内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、学部には所属する教員を指揮監督することとしています。 (3) 教授会の役割（学長と教授会の関係） 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については健康科学大学教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。 ① ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3 つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 教員の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。 ② スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等は専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。 ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については理事会及び大学運営会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。 ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例 ア 建学の綱領に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク ICT 化策 ケ 計画実現のための PDCA 体制
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期的な計画の進捗状況、財務状況については理事会及び大学運営会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	① 認証評価 外部認証評価機関（一般社団法人日本高等教育評価機構、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構等）の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めま

	す。 ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル) の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革の検討を行います。 ③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。
実施項目 2-1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。 ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。 本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。
実施項目 2-2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事 1 名（総数 7 名）、評議員 1 名（総数 8 名）の女性を登用しています。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
理事の人材確保方針の	私立学校法第 30 条に基づき、私立学校を経営するた

明確化及び選任過程の透明性の確保	めに必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為の定めにより評議員会において選任します。理事のうち 1 名を理事長として理事会の決議により選定し、理事長はこの法人を代表してその業務を総理します。併せて理事長を除く理事のうち 1 名を代表業務執行理事として理事会の決議により選定し、代表業務執行理事は理事長同様にこの法人を代表するとともに、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理します。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に設置する学校等の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 併せて寄附行為の定めにより、この法人における重要事項を決定する時には予め評議員会の意見を聴き、これを適切に反映します。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	全理事（外部理事を含む）に対し、適時必要な情報並びに十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任について、私立学校法第 45 条に基づき、学校運営その他の学校法人業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為の定めにより監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を評議員会において選任します。また、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際には、監事の過半数の同意を得るものとします。 会計監査人の選任について、私立学校法第 80 条並びに第 81 条に基づき、評議員会において選任します。評議員会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容は監事がその過半数の合意のもと決定します。
実施項目 3－2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程並びに内部監査規程等に基づき監査の基準・計画を適時策定するとともに、監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について意見を交換し監査機能の充実を図ります。
実施項目 3－2 ③	説明
監事への情報提供・研	監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内

修機会の充実	容の充実に努めます。また、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会等開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制の整備に努めます。
--------	--

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任について、私立学校法第 61 条並びに第 62 条に基づき、法人の設置する学校の教育又は研究の特性を理解し、法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから寄附行為の定めにより、次に掲げる者を評議員会において選任します。 - 一 この法人の職員のうちから選任した者 - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから選任した者 - 三 学識経験者のうちから選任した者 また、選任に際しては、私立学校法第 18 条第 3 項並びに第 31 条第 3 項に基づき、評議員を理事の定数を超える数で構成し、理事又は監事との兼職は禁止するものとします。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、理事会の決議の基づき理事長が招集するものとし、その際には理事会において次に掲げる事項を定め、評議員に対し書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知するものとします。 評議員会は学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 また、理事会は次に掲げる事項について、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないものとします。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。 - 一 重要な資産の処分又は譲受け - 二 多額の借財 - 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中長期的な計画の作成又は変更 - 四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

	の策定又は変更 五 収益事業に関する重要事項 六 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更 七 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 八 寄附金品の募集に関する事項 九 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要とみとめるもの 併せて、評議員会は次に掲げる事項について決議するものとします。 一 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める寄附行為の変更 二 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散 三 合併
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対し、適時必要な情報並びに十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等） ② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア 学生等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取組みます。 ② 「コンプライアンス管理規程」を定め、理事長を委員長とする「コンプライアンス管理委員会」設置し、コンプライアンス推進に関する体制を整備しています。 ③ 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関

	する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。
--	---

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	(1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力 ② 本学に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準

	カ 事業報告書 (2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。 ① 教育・研究に資する情報公開 ア 地域連携並びに産学官連携 ② 本学に関する情報公開 ア 中期的な計画
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	① 本学に関する情報については、Web 公開を行います。 ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。 ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。 ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明